

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に係る
被災者生活再建支援法の適用について

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、下記の1市において被災者生活再建支援法の適用基準を満たしましたので、同法の適用を決定しました。

また、同法の適用は中規模半壊世帯以上となっておりますので、半壊世帯（取手市）や取手市を除く市町村については、茨城県被災者生活再建支援補助事業において支援してまいります。

※災害救助法における応急修理との違い

災害救助法による応急修理は、被災者への応急的一時的な救助であることに対し、同法は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援することを目的としている。

記

○被災者生活再建支援法適用市町村

該当市町村	発生日	適用基準
取手市	6月2日	被災者生活再建支援法施行令第1条第1号

(参考) 被災者生活再建支援法の適用

(1) 適用基準（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号）

災害救助法施行令第1条第1項第1号を満たす被害が発生した市町村における自然災害

※取手市の人口 104,524人（令和2年国勢調査による）

人口100,000人以上300,000人未満であることから滅失100世帯以上で第1号に該当。

（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

(2) 支給額

区分	基礎支援金 (住宅の被災区分に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
全壊 解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅除く）	25万円	25万円

※取手市の被災状況（被害認定調査による） 中規模半壊世帯37件

【問い合わせ】

防災・危機管理課 総務・危機管理担当 小林、瀧

TEL：029-301-2879